輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事共同企業体事務取扱要領

（平成21年9月11日訓令第3号）

（趣旨）

第1条　この訓令は、輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事共同企業体の運用に関する要綱（平成21年組合告示第15号。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、事務の取扱いについて定めるものとする。

（資格審査）

第2条　組合長は、共同企業体から要綱第4条第3項又は第9条第3号の規定により資格審査の申請があったときは、共同企業体の区分に応じ、次により審査を行うものとする。

（1）特定企業体については、各構成員の経営事項審査の結果に基づき、中小建設業者の振興について（昭和37年11月27日付建設省発計第79号）の別紙2共同企業体の資格審査要領の2の規定により資格審査を行う。

（2）経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）については、構成員が同一等級に属するものとし、前号に準じて資格審査を行う。

（指名）

第3条　共同企業体の指名は、共同企業体の区分に応じ次のとおりとする。

（1）特定企業体（制限付き一般競争入札によるものを除く。）については、要綱第4条第4項の規定により、有資格者名簿に登載された特定企業体から指名する。

（2）経常建設共同企業体については、単体企業の取扱いにより有資格者名簿から指名する。

（資格の有効期間）

第4条　共同企業体の資格の有効期間は、共同企業体の区分に応じ次のとおりとする。

（1）特定企業体については、当該工事の完成した日の翌日から起算して6箇月を経過する日まで資格を有するものとする。ただし、当該工事を請け負うことができなかったときは、当該工事の落札者が請負契約を締結された日に解除するものとする。

（2）経常企業体については、当該年度限りとする。ただし、当該工事が年度を越えて施工されるときは、当該工事に係る共同企業体として工事の完成まで資格を有するものとする。

（その他）

第5条　この訓令に定めのない事項については、輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成21年組合告示第11号）の定めるところによる。

附　則（平成21年9月11日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。